

第二種電気工事士

電気工事士は、住宅や店舗、工場などの電気工事に従事する仕事には必要な国家資格です。**第一種と第二種**があり、工事可能な範囲が異なります（下の表には、参考のために認定電気工事従事者と特殊電気工事資格者も載せています）。

資格名	自家用				一般用
	500キロワット未満				
	電線路除く 600ボルト 以下	ネオン 設備	非常用 予備発電 装置	左記 以外	
第一種電気工事士	×	×	×	○	○
第二種電気工事士	×	×	×	×	○
認定電気工事従事者	○	×	×	×	×
特殊電気工事資格者 (ネオン工事)	×	○	×	×	×
特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置)	×	×	○	×	×

試験内容

マークシート方式で行われる学科試験と、電動工具以外のすべての作業用工具を使って決められた作品を完成させる技能試験があります。

学科試験

- 電気に関する基礎理論
- 配電理論及び配線設計
- 電気機器・配線器具並びに電気工事用の材料及び工具
- 電気工事の施工方法
- 一般用電気工作物の検査方法
- 配線図
- 一般用電気工作物の保安に関する法令

技能試験

- 電線の接続
- 配電工事
- 電気機器及び配線器具の設置
- 電気機器・配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法
- コード及びキャブタイヤケーブルの取付け
- 接地工事
- 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- 一般用電気工作物の検査
- 一般用電気工作物の故障箇所の修理

ちなみに、[第三種電気主任技術者](#)免状の交付を受けている者は、申請すると筆記試験が免除になります。

試験日程

6月に筆記試験、技能試験は筆記試験が合格してから受験する

検定料（テキスト代）

9,600円（テキスト代1,400円）

平成27年度の資格取得状況

その他

ジュニアマイスターにおいて、第二種電気工事士は7点が加算されます。